Fight! Fukushima! がんばろう ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

# 浜通り × さんじょうライフ

9月11日発行
Vol.663

皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

8/25 日

## 双葉町HPから

# ただいま おかえり 双葉の夏

8月25日、東日本大震災・原子力災害伝承館前広場において、特定復興再生拠点区域の避難指示が解除された節目を記念する「ただいま　おかえり　双葉の夏」が開催されました。

伊澤町長は開会式で、凧（いか）の提供と凧合戦に協力いただいた三条凧協会（新潟県三条市）に改めて感謝するとともに、「三条凧合戦双葉場所は来年もぜひ開催したい」とあいさつしました。

15ページをご覧ください。

目　次

●「みなみそうまトピックス」から
・浦尻貝塚縄文の丘公園の開園式 -- 2

●被災自治体News
南相馬市 ---------- 3
浪江町 ---------- 11
双葉町 ---------- 12

●新潟県
・県外避難者の受入状況 ---------- 16

●厚生労働省
・令和６年10月から医薬品の
自己負担の仕組みが変わります -- 17

# 9/7（土） 浦尻貝塚縄文の丘公園の開園式

小高区の「浦尻貝塚縄文の丘公園」が9月7日、全面オープンし、全面開園を祝う式典が開催されました。

関係者や市民らが全面開園を祝いました。

国指定史跡「浦尻貝塚」は縄文時代の集落遺跡で、貝塚をともなって、住居や墓、木の実を貯蔵する穴などが見つかっています。

同公園内の「貝塚観察館」は令和5年7月に開園していましたが、今回オープンする「ガイダンス棟」をもって全面開園となりました。

ガイダンス棟

▶ 浦尻貝塚縄文の丘公園

https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/culture/geijutsu_bunka/Urajiri_Jomon_Park/index.html

# 南相馬市からのお知らせ

## 令和6年度の児童手当の制度改正について

9月9日HP更新

令和6年10月分（令和6年12月支給分）から、児童手当の制度が一部改正（拡充）されます。
今回の制度改正に伴い、新たに手当の支給対象となる方や手当が増額となる現行受給者の一部の方については、新たに申請手続きが必要になります。

### 支給対象者の範囲や支給額が拡充されます

1. 支給対象年齢が、中学生から高校生年代（18歳到達後の最初の年度末まで）に拡充されます。
2. 所得制限が撤廃され、所得超過により現在支給されていない方も、特例給付が支給されている方も、児童手当と同額が支給されます。
3. 第3子以降の手当額（多子加算）が、月1万5千円から月3万円に増額されます。
4. 第3子の算定基準が変更となります。大学生年代（平成14年4月2日生まれ～平成18年4月1日生まれまで）のお子さんの生計費の相当部分の負担を行っているなどの場合には、大学生年代のお子さんから数えて3番目以降のお子さんが第3子以降となります。
5. 支払回数が年3回から年6回（偶数月）になります。

### 変更後の手当額

| 年齢区分 | 第1子、第2子 | 第3子以降 |
|---|---|---|
| 3歳未満 | 15,000円 | 30,000円 |
| 3歳～高校生年代 | 10,000円 | 30,000円 |

### 受給資格者

支給対象児童を養育する父母等のうち、所得の高い方

注意 受給資格者が公務員である場合は職場へ申請してください。
注意 受給資格者が市外に住民登録している場合は登録地へ申請してください。

### 勧奨案内

申請が必要な可能性のある方に対して、9月上旬に申請に係る勧奨の案内を送付します。
勧奨案内が届かない場合は、こども家庭課子育て支援係（TEL:0244-24-5215）までお問い合わせください。

次ページへ続きます

## 申請について

### ■ 申請手続きが必要な方

以下のア～エに該当する場合は、令和6年10月分以降の児童手当について申請が必要です。

**【今回の改正で申請手続きが必要な方】**

| | 対象者 | 提出書類 |
|---|---|---|
| ア | 所得上限限度額以上の所得があるため、支給対象外となっている方 | ・「認定請求書」<br>・請求者の健康保険証の写し<br>・請求者の名義の口座情報のわかるもの（通帳またはキャッシュカードの写し）<br>（注意）大学生年代（18歳年度末経過後22歳年度末まで）の児童を含む3人以上の児童を養育している場合は「監護相当・生計費の負担についての確認書」も提出 |
| イ | 高校生年代の児童のみを養育している方 | |
| ウ | 現在児童手当を受給していて、大学生年代（18歳年度末経過後22歳年度末まで）の児童を含む3人以上の児童を養育している方 | ・「額改定請求書」<br>・「監護相当・生計費の負担についての確認書」 |
| エ | 現在児童手当を受給していて、算定児童に登録されていない高校生年代の児童を養育している方 | ・「額改定請求書」 |

注意 受給資格者が18歳までの児童（0歳～18歳到達後の最初の年度末まで）と住民票上別居している場合は、「認定請求書」または「額改定請求書」と同時に「別居監護申立書」の提出が必要です。

注意 算定児童とは、支給対象ではないが、多子加算（第3子以降の加算）のために児童としてカウントされる高校生年代（平成18年4月2日～平成21年4月1日生まれ）のお子さんのことを指します。児童手当の支給対象児童が出生や転入した時点から、高校生年代のお子さんが同一世帯であれば「算定児童」として登録されています。

**【算定児童として登録されていない主な例】**

- 高校生年代の児童の住民票が別世帯であり、かつ「別居監護申立書」を提出していない。
- 事情があって養育しなくなった児童を再度養育することになった。
- 以前、高校生年代の児童について、監護しなくなった届出を提出した。
- 児童が高校生年代になった後に南相馬市に転入し、認定請求の際に高校生年代児童の情報を書かなかった。

次ページへ続きます

## ■ 申請手続きが不要な方

以下のオ～キに該当する場合は、原則として改めての申請は不要です。

**【今回の改正で申請手続きが不要な方】**

| | 対象者 | 備考 |
|---|---|---|
| オ | 現在児童手当を受給していて、制度改正後も支給額が変わらない方 | 申請不要です。 |
| カ | 現在特例給付（月5千円）を受給している方 | 申請不要です。<br>注意 令和6年10月分からは、児童手当の区分に切り替わります。 |
| キ | 現在児童手当を受給していて、算定児童として高校生年代の児童が登録されている方 | 申請不要です。<br>令和6年10月分からは、登録のある高校生年代の児童を支給対象児童として認定します。 |

## ■ 令和6年10月児童手当制度改正申請手続き要否確認フローチャート

▶フローチャート[PDF]
https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/18/flow.pdf

## ■ 申請受付期限

10月31日（木） 必着

注意 期限内の提出がない場合、初回支給日（令和6年12月）に間に合わない可能性があります。
期限を過ぎた場合でも、令和7年3月31日までに提出があった場合には、令和6年10月にさかのぼって支給します。

## ■ 申請方法

オンライン申請、こども家庭課窓口、郵送で申請可能です。

※ 窓口の混雑（待ち時間）が予想されるため、**オンラインでの申請手続きにご協力ください。**

### ● オンライン申請の場合

申請に必要なものを準備いただき、下記リンクから申請ください。

**◆認定請求書【マイナンバーカード要】**

準備するもの

- 請求者の健康保険証の写し
- 請求者の名義の口座情報のわかるもの（通帳またはキャッシュカードの写し）

※ 認定請求書【マイナンバーカード不要】は準備中

次ページへ続きます

◆額改定認定請求書

◆監護相当・生計費の負担についての確認書

注意 監護している大学生年代（平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童を含む3人以上の児童を養育している場合、認定請求書または額改定請求書と併せて提出

◆別居監護申立書

準備するもの

- 対象児童のマイナンバー確認書類
- 対象児童の属する世帯の住民票謄本
  （南相馬市外で別居している場合のみ添付）
- 請求者の配偶者の所得課税証明書
  （南相馬市外で別居している場合のみ添付）

注意 高校生年代以下（平成18年4月2日以降生まれ）の子が住民票上別居している場合、認定請求書または額改定請求書と併せて提出

申請時の入力内容につきましては、記入例をご確認ください。

▶【記入例】認定請求書［PDF］
https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/18/rei_ninntei.pdf

▶【記入例】額改定認定請求書［PDF］
https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/18/rei_gakukaitei.pdf

▶【記入例】監護相当・生計費の負担についての確認書［PDF］
https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/18/rei_kanngosoutou.pdf

● **郵送の場合**

【郵送先】〒975-8686　南相馬市原町区本町二丁目27番地
南相馬市役所 こども家庭課 子育て支援係

次ページへ続きます

## ■ 申請様式ダウンロード

▶児童手当 認定請求書[PDF]
https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/18/jidou_ninntei.pdf

▶児童手当 額改定請求書[PDF]
https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/18/jidou_gakukaitei.pdf

▶監護相当・生計費の負担についての確認書[PDF]
https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/18/jidou_kanngosoutou.pdf

▶児童手当 別居監護申立書[PDF]
https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/18/jidou_bekkyo.pdf

▶監護・生計維持申立書[PDF]
https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/18/jidou_seikeiiji.pdf

問い合わせ こども未来部 こども家庭課 子育て支援係 TEL 0244-24-5215

南相馬市 みなみそうまチャンネル

電話でのお問合せ TEL:0244-26-5663

http://www.minamisoma.tv/channel/

### 今週の番組

番組内容 [9/6～9/13]

毎時 00分～ オープニング＆今週の番組
02分～ 南相馬市長9月定例記者会見
15分～ 大切な農作物を守るため ～鳥獣被害対策／追い払い編～
20分～ おだかるフェスタ2024夏／ODAKATSUNAGARUICHI vol.7
28分～ 四季百景～新田川の流れと共に～
32分～ 北泉海岸再始動したサーフツーリズム
34分～ 第37回野馬追の里 健康マラソン大会
第19回ウオーキング大会 －参加者募集のお知らせ－
37分～ 南相馬市 いきいき80体操 筋力トレーニングSTEP1
44分～ 南相馬市役所 正職員募集！
46分～ おしえて！みゅーまくん！ カエンタケ編
55分～ マイナンバーのすすめ
59分～ リクエストアワーのお知らせ

# 令和7年度修学資金給付制度

9月1日HP更新

## 令和7年度南相馬市修学資金給付制度修学生を募集します

▶令和7年度南相馬市修学資金給付 募集要項[PDF]
https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/40/kyuhuyoukou.pdf

▶募集要項別紙 応募資格(3)所得要件について[PDF]
https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/40/kyuhuyoukoubesi.pdf

## 給付を受ける方の資格

1. 品行方正で、学習意欲が高く、学業成績が優秀である方
   注意 高等学校における最終2カ年(評定が出ている直近2カ年)の評定の全てを加算し、評定の出ている科目数で除した数値(平均値)が4.0以上であること。
   注意 大学に在学中の方は、在学中の大学における学業成績が本人の属する学部(科)の平均水準以上であること。
2. 大学に入学するまで、または入学の目的をもって住所を移転するまで、市内に引き続き1年以上住所を有していた方
3. 市が定める所得要件を満たす方(所得要件については募集要項別紙を参照してください)
4. 世帯に市税等の滞納がない方(分割納付誓約をしている方を除く)
5. 国、県または他の団体から同種類の修学資金の貸し付けまたは給付を受けていない方
6. 南相馬市の看護師等修学資金、保育士等修学資金、または介護福祉士等修学資金の貸し付けを受けていない方

(お願い) 採用された方には、令和7年3月に開催予定の「市長・教育長との懇談会」への参加をお願いいたします。

## 給付額

月額 40,000円

## 給付期間

在学する学校の正規の修学期間

次ページへ続きます

## 募集期限

9月30日(月)

注意 申請が募集枠に満たない場合は、申請期間以降も随時受け付けます。

## 申請に必要な書類

1. 修学資金支給願書
2. 修学資金受給者推薦調書
3. 高等学校長が発行する成績証明書
4. 大学在学中の場合、大学の成績証明書
5. 世帯全員の住民票の写し
6. 世帯全員の所得証明書
7. 世帯に市税等の滞納がないことを明らかにできる書類

## ダウンロード

▶ 様式第1号修学資金支給願書[RTF]
https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/40/kyuhuyousiki1.rtf

▶ 様式第1号修学資金支給願書[PDF]
https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/40/kyuhuyousiki1.pdf

▶ 様式第1号修学資金支給願書(記載例)[PDF]
https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/40/kyuhuyousikikisairei.pdf

▶ 様式第2号修学資金受給者推薦調書[Word]
https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/40/kyuhuyousiki2.docx

▶ 様式第2号修学資金受給者推薦調書[PDF]
https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/40/kyuhuyousiki2.pdf

**【申請・問い合わせ先】**
〒975-8686 南相馬市原町区本町2丁目27番地
南相馬市教育委員会事務局 教育総務課
TEL 0244-24-5282

## マイナンバーカードによるコンビニ交付の一部停止について

9月9日HP更新

システムメンテナンス作業に伴い、マイナンバーカードを利用した「コンビニ交付サービス」のうち、次のサービスを停止します。

ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 停止期間

9月20日(金)午後5時15分～9月21日(土)午前6時30分

### 交付できない証明書

(1)戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)
(2)戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)
(3)戸籍の附票の写し
(4)戸籍証明書交付の利用登録申請

問い合わせ 市民生活部 市民課 戸籍記録係 TEL 0244-24-5235

## 避難指示区域別居住状況(令和6年8月31日現在)

9月6日HP更新

旧避難指示区域内の小高区および原町区の居住人口は、8月31日現在で4,373人となり、同区域内の住民登録人口(6,838人)に占める居住率は64.0パーセントになりました。

▶旧避難指示区域内の住民登録人口と居住人口の推移(令和6年8月31日現在)
https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/53/kyojyujinnkousuii_060831.pdf

▶避難指示区域別の世帯数と人口(令和6年8月31日現在)
https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/53/kyojyujinnkou_060831.pdf

問い合わせ 復興企画部 被災者支援課 TEL 0244-24-5223

# 浪江町からのお知らせ

## 浪江町公式Facebook「つながろう　なみえ」から

### 請戸浜で海岸整備を行いました

　請戸海水浴場復活への足掛かりとして開かれる9月15日（日）の「浪江浜まつり」が迫る中、請戸浜の大きな石や流木を重機で撤去しました。
　浜まつり当日の朝9時からも、ボランティアの方々による清掃活動を行います。
　海水浴場復活に向けて、海岸整備が少しずつ前進しています。

### 中学生が企画！かぼちゃまんじゅうソフトが道の駅なみえで限定販売開始

　道の駅なみえ「Sakekuraゆい」で、限定商品「かぼちゃまんじゅうソフト」が発売となりました。
　津島地区の名物「かぼちゃまんじゅう」をソフトクリームで再現しようと、なみえ創生中学校の生徒が企画書を作りました。
　かぼちゃ味のソフトクリームとあんこが相性抜群で、秋にぴったりの和スイーツです。
　かぼちゃまんじゅうソフトの販売は10月末まで、数量限定です。

# 双葉町からのお知らせ

## 駅西住宅入居者募集（令和6年12月入居）のおしらせ

9月11日HP更新

双葉町では、町に帰還される方や町への移住・転入を希望される方のために、町内に「駅西住宅」の整備をいたしました。

次の住宅の募集を行います。入居を希望される方は、募集のお知らせを確認のうえ申込書を提出してください。

なお、下記住戸が入居まで至らなかった場合、次回募集から先着順とする予定です。

### 募集する住宅

#### ■北エリア③（タウンハウス）

| 種別 | 住戸区分 | 募集戸数 | 住戸番号 | ペット飼養 |
|---|---|---|---|---|
| 災害公営住宅 | タウンハウス3DK | 1 | D-4 | 不可 |

#### ■南エリア①（戸建）

| 種別 | 住戸区分 | 募集戸数 | 住戸番号 | ペット飼養 |
|---|---|---|---|---|
| 災害公営住宅 | 戸建1LDK | 2 | 4-3、6-2 | 全て不可 |
| | 戸建2LDK | 1 | 5-6 | |
| | 戸建1LDK<br>（バリアフリー配慮タイプ） | 1 | 6-1 | |

#### ■南エリア②（タウンハウス）

| 種別 | 住戸区分 | 募集戸数 | 住戸番号 | ペット飼養 |
|---|---|---|---|---|
| 災害公営住宅 | タウンハウス1DK | 2 | E-3、E-4 | 全て不可 |
| 再生賃貸住宅 | タウンハウス3DK | 2 | E-5、F-13 | |

次ページへ続きます

※ 住宅の詳細な位置、入居要件や家賃などについては、入居者募集のお知らせを確認してください。

▶駅西住宅入居者募集のお知らせ[PDF]
https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15446/202406-oshirase.pdf

## 申し込み方法

申込書に必要事項を記入し、郵送、持参、メールで総務課まで提出してください。

▶駅西住宅申込書[Word]
https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15446/202412moshikomisyo.docx

▶駅西住宅申込書(記入例)[PDF]
https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15446/202412kisairei.pdf

## 申込期限

10月4日(金)　※郵送の場合は、期限日までに必着。
持参およびメールの場合は、期限日の午後5時15分まで。

## 抽選について

申し込みの住戸が競合した場合は抽選となります。
抽選番号、抽選日時については該当する方に後日お知らせします。
抽選会後に空き住戸があれば、当選できなかった方に優先的にご案内します。
抽選とならなかった方には、資格審査に関する書類を後日送付します。

問い合わせ　総務課　TEL 0240-33-0124

# 双葉町ＨＰ「町長の活動状況」から



## ふたばの声2024

8月29日

8月29日、双葉町産業交流センター、東日本大震災・原子力災害伝承館前広場において、ふたばの声2024が行われました。F-BICCイベント実行委員会主催の音楽イベント「ふたばの声」は3回目の開催ですが、今回は特定復興再生拠点の避難指示解除にあわせた日程で、ちいさな一歩プロジェクト事務局主催の「ふたば飲み9歩め」と同時に開催しました。

会場では、町民やその他の団体によるステージイベントや当日参加者によるカラオケ大会とキッチンカーや双葉町商工会、産業交流センターテナント等による飲食と物販の出店があり、町民や町内・双葉郡で働く方々など数百人が訪れました。

伊澤町長は、センターオープンニングで来賓として「双葉町は必ず復興し、今日よりも明日、明日よりも来年、皆さんに住んでみたいと思っていただけるようなまちづくりを進めてまいります」とあいさつしました。

## 東北電力(株)女川原子力発電所視察

8月28日

8月28日、伊澤町長は森隆史副町長とともに宮城県女川町にある東北電力株式会社女川原子力発電所を視察しました。

女川原子力発電所では、震災後、地震と津波への対策、電源の確保、原子炉核燃料の冷却など設備と運用の両面の安全対策工事を行い、令和6年6月に完了しました。現在は再稼働に向けて、さまざまな検査、試験を行いその効果を確認しているところです。

# 双葉町ＨＰ「町長の活動状況」から

## FUTATABI FUTABA FUKUSHIMA新築工事地鎮祭

8月25日

8月26日、中野地区復興産業拠点内現地において、令和5年10月に企業立地協定を締結した大和ライフネクスト株式会社が建設する「FUTATABI FUTABA FUKUSHIMA新築工事」地鎮祭が行われました。

伊澤町長は来賓として参列し、竹林桂太朗代表取締役社長によるくわ入れの後、関係者とともに玉串奉奠を行い、工事の安全を祈りました。

伊澤町長は「復興を確認できる良い場所になると期待しています」と話し、竹林社長は「双葉町の良いところを知ってもらい、明るい未来を感じられる場所にしたい」と話しました。

ホテルは、令和8年3月の開業を目指しているとのことです。

## ただいま おかえり 双葉の夏

8月25日

8月25日、東日本大震災・原子力災害伝承館前広場において、特定復興再生拠点区域の避難指示が解除された節目を記念する「ただいま　おかえり　双葉の夏」が開催されました。一般社団法人LOVE FOR NIPPON（キャンドル・ジュン代表）が主催し、昨年に続き2回目の開催でした。

伊澤町長は開会式で、凧（いか）の提供と凧合戦に協力いただいた三条凧協会（新潟県三条市）に改めて感謝するとともに、「三条凧合戦双葉場所は来年もぜひ開催したい」とあいさつしました。

また、環境省の国定勇人政務官（元新潟県三条市長）も開会式と凧合戦に参加し、環境省の皆さんが双葉町の復興への思いを寄せた六角凧の前で記念撮影を行いました。

復興六角凧合戦では、大和ライフネクスト株式会社が伝承館の隣接地に建設予定のホテル「FUTATABI」のロゴと福の文字を描いた大凧が青空高く揚げられたほか、運動会や音楽ライブ、キャンドルナイトなど盛りだくさんの内容でした。

# 双葉町ＨＰ「町長の活動状況」から



## 双葉町中野地区における次世代モビリティ実証セレモニー

8月23日

8月23日、双葉町産業交流センターにおいて「双葉町中野地区における次世代モビリティ実証セレモニー」を開催しました。

実証開始にあたり、双葉町も加入する「次世代モビリティ都市間ネットワーク」の活動を通じて、愛知県豊田市様と豊田鉄工株式会社様から、それぞれ小型モビリティ立ち乗りタイプ4台、座り乗りタイプ2台を無償貸与いただきました。

伊澤町長は、「双葉町を訪れる方々に、町内で次世代モビリティによる移動を体感いただき、先進技術が集結する町として復興を遂げる姿をご覧いただきたいです」とあいさつし、セレモニー終了後、豊田市企画制作部の都築和夫部長、豊田鉄工株式会社営業部の中島健介部長とともに試乗しました。

新潟県

## 県外避難者の受入状況

■市町村把握分

| 市町村 | 人 数 |
|---|---|
| 新潟市 | 729 |
| 長岡市 | 169 |
| 三条市 | 53 |
| 柏崎市 | 428 |
| 新発田市 | 134 |
| 小千谷市 | 7 |
| 加茂市 | 9 |
| 十日町市 | 11 |
| 見附市 | 14 |
| 村上市 | 30 |

| 市町村 | 人 数 |
|---|---|
| 燕市 | 49 |
| 糸魚川市 | 3 |
| 妙高市 | 5 |
| 五泉市 | 16 |
| 上越市 | 23 |
| 阿賀野市 | 31 |
| 佐渡市 | 21 |
| 魚沼市 | 2 |
| 南魚沼市 | - |
| 胎内市 | 26 |

| 市町村 | 人 数 |
|---|---|
| 聖籠町 | - |
| 弥彦村 | 7 |
| 田上町 | - |
| 阿賀町 | - |
| 出雲崎町 | - |
| 湯沢町 | 7 |
| 津南町 | - |
| 刈羽村 | 21 |
| 関川村 | - |
| 粟島浦村 | - |
| 合 計 | 1,795 |

（前月　1,798）

8月31日現在

| 区　分 | 人 数 |
|---|---|
| 1 公営住宅･雇用促進住宅等 | 4 |
| 2 借上げ仮設住宅 | 25 |
| 3 賃貸住宅･持家･親戚知人宅等 | 1,766 |
| 1+2+3（市町村把握分） | 1,795 |
| 4 病院 | 0 |
| 5 社会福祉施設 | 3 |
| 合 計 | 1,798 |

（前月　1,801）

問い合わせ　防災局 防災企画課 防災事業係　TEL 025-282-1606

厚生労働省
ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 令和6年10月から
# 医薬品の自己負担の仕組みが変わります

**令和６年10月からの医薬品の自己負担の新たな仕組みとして、後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いただきます。**

令和6年度の診療報酬改定に基づき、後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただくことになります。
この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

- 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担とあわせてお支払いいただきます。
- 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金はいりません。
- 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には、「特別の料金」を支払う必要はありません。

## ■ 開始日　令和6年10月1日（火）

## ■ 料額　先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の料金です。

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を、通常の1～3割の患者負担とは別に特別の料金としてお支払いいただきます。

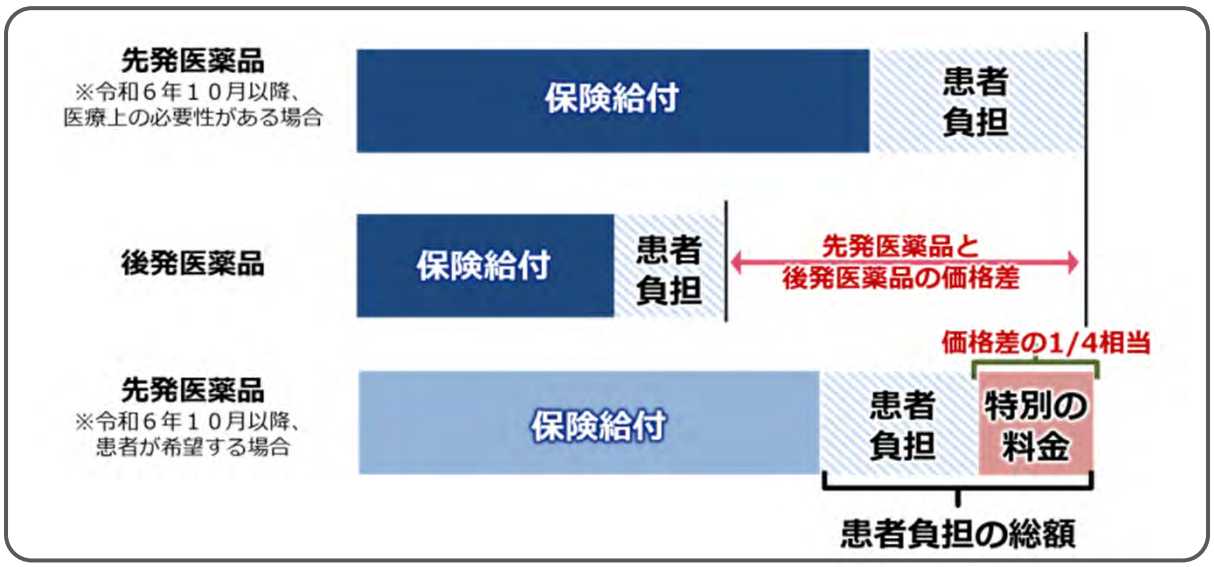


次ページへ続きます

▶ 新たな仕組みについて（チラシ）[PDF]
https://www.town.okuma.fukushima.jp/uploaded/attachment/9555.pdf

- 「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。
- 端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。
- 後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。
- 薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

## ■ 対象医薬品

最新の対象医薬品の情報については、厚労省ホームページをご参照ください。

▶ 後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html

【問い合わせ先】 厚生労働省（代表）03-5253-1111

## 避難先住所等の届け出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム（避難者名簿）に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。

・転居したので住所が変わった（変わる予定である）
・家族構成が変わった
（子が進学などで転出、帰還した家族がいる など）
・避難生活が終了した（避難の意思を有しなくなった）

連絡先 三条市 福祉課 福祉・公営住宅係
TEL 0256-34-5405

三条市に避難している
世帯数と人数（2024.9.11現在）

| 市町村名 | | 世帯数 | 人数 |
|---|---|---|---|
| | 小高区 | 13 | 32 |
| | 原町区 | 3 | 3 |
| 南相馬市　計 | | 16 | 35 |
| 浪江町 | | 3 | 10 |
| 双葉町 | | 1 | 1 |
| 郡山市 | | 3 | 7 |
| 合　計 | | 23 | 53 |

発行/三条市総務部政策推進課　三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511